

平成29年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成29年9月7日）

議事日程（第2号）	21
日程第1 一般質問	23
1. 垣内秋弘 議員	23
2. 今西久美子 議員	29
3. 藤本英樹 議員	43
4. 山内実貴子 議員	47
5. 谷口 整 議員	55
6. 山本 精 議員	62
7. 浅田晃弘 議員	67

平成29年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年9月7日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 垣内秋弘 議員
2. 今西久美子 議員
3. 藤本英樹 議員
4. 山内実貴子 議員
5. 谷口 整 議員
6. 山本 精 議員
7. 浅田晃弘 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場 哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本 精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口 整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	田	中	雅	和	君
教	育	増	田	千	秋	君
総	務	久	野	村	観	光
健	康	光	嶋		隆	君
建	設	野	田	泰	生	君
教	育	黒	川		剛	君
総	務	清	水		清	君
企	画	奥	谷		明	君
税	住	長	谷	川	み	どり
介	護	廣	島	照	美	君
健	康	立	原	信	子	君
建	設	垣	内	清	文	君
プ	ロ	山	下	仁	司	君
産	業	木	原	浩	一	君
上	下	青	山	公	紀	君
会	計	馬	場		浩	君
社	会	岩	井	直	子	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	岡	崎	貴	子	君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましては、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○3番（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして3番、垣内秋弘が質問いたします。

3件ございますが、1件目は公共下水道整備について質問いたします。

公共下水道全体計画については、当初策定の計画に対し、平成18年度には一部の地域において計画の見直しを実施され現在に至っていますが、昨年度末に都市計画との整合性を図るため、繰越明許費を設定され、今年度末に再見直しを完了することになっております。現在、その方向性はまだ出されておりませんが、今後の方向性についてどのような議論になっているのか。現状での検討状況についてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、本日、あすと2日間にわたり、平成29年第3回町議会定例会におけます一般質問ということで公私とも何かとご多用のところ、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

2日間にわたりまして、10名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。ご質問が大変多岐にわたっておりますが、できるだけ的確に、そして、簡潔にご答弁を申し上げたいと存じますので、どうか、最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの垣内議員のご質問につきましては、青山上下水道課長のほうか

ら、ご答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは皆様、改めまして、おはようございます。

ただいまの公共下水道全体計画の見直し状況についてお答えします。

本町の公共下水道事業は、現在の全体計画では、平成35年度の完了を目標とし、高尾、奥山田、南の一部地域を除く地域において整備を行っているところでございます。

今回の公共下水道全体計画の見直しについては、前回見直しからおおむね10年が経過することから、未整備地域の整備について検討を行っているところでございます。

見直し対象区域として、湯屋谷、立川糠塚上手、南上ノ山、禅定寺地区の禅定寺川左岸側、サンビレッジ宇治田原及びうぐいす宇治田原幼稚園の6地区を再検討するとともに、第5次まちづくり総合計画や都市計画マスタープランに整合させる見直しを行い、新たに整備する地域の設定や公共下水道事業から浄化槽事業へ見直しをする地域があるかどうかなどを点検し、汚水処理手法の検討を行っているもので、今年度中に見直しを完了する予定で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 見直しにつきましては、第5次総計及び都市計画マスタープランに整合させ見直しをするとのことですが、今年度末と言わず早い時期に、住民にもコンセンサスを得られるような取り組みをお願いしたいと思います。公共下水道全体計画はおおむね高尾及び奥山田並びに南の一部地域を除いては、公共下水道にて整備することになっています。今、再検討見直しの対象になっている地域は、立川糠塚上手、湯屋谷地域、南上ノ山等であり、整備条件や集落から離れているところでの費用対効果及び地域の特性並びに、住民の声などが判断材料になると思いますが、どのような形で見直しをするのか、考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（田中 修） 青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） 公共下水道全体計画の見直しにつきましては、見直し対象区域について、国が示しております持続可能な汚水処理システム構想に向けた都道府県構想マニュアルに基づきまして、未整備地域の整備手法を再検討いたします。

まず第1段階としましては、現計画どおりの集合処理である公共下水道で整備するか、あるいは個別処理の浄化槽に見直し整備するか、経済性に限定して検討いたします。この結果につきましては、平成28年3月の常任委員会でご報告させていただいたところ

でございます。

そして、第2段階といたしまして、現在、経済性の検討結果に時間軸を加えまして、整備スケジュール、整備完了予定、収支計画、財政計画を考慮いたしまして、検討しているところでございます。対象区域の方々のご意見もお聞きする中で、見直しは総合的に判断しまして、今年度末までに下水道全体計画の見直しを完了したいと考えております。

ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 見直し後どのような結論になるかわかりませんが、今、面整備で、残っている地域において、水道管の破裂による漏水の発生頻度が高い状態であります。例えば、糠塚上手へ行く通峰線、6-1号から上の方、約300m余りのところで、15カ所ぐらいの修理跡があります。以前には下水道を通した時に更新するとのことで伺ってきましたが、今後、下水道を通すか、検討状況いかにかわらず水道管だけでも早急に更新すべきであると考えているところであります。あわせて該当地域は町道贄田立川線、宇治田原山手線が通る箇所でもありますので、開発調整も図りながら進めていただきますようお願いしたいところでございますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） 上水道の老朽管の更新につきましては、基本的には公共下水道整備予定のある箇所は、経済性を考慮いたしまして公共下水道工事にあわせて行うこととしています。

例えば、糠塚上手地域につきましては、創設当時の石綿管で、近年は、年に1回程度の頻度で漏水が発生している状況です。現在、公共下水道事業にて整備する区域であるため、今日まで更新を行っていないところです。

しかしながら、今回の公共下水道全体計画見直しにおいて、仮に個別処理の浄化槽に見直し整備となった場合や、あるいは、公共下水道事業にて整備する箇所であっても、当分の間整備できない箇所などについては、漏水の状況や管種、特に石綿管などを考慮いたしまして、上水道管の更新を先行して実施していかなければならないと考えているところでございます。

ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 漏水は町の負担にもなりますし、また、それだけ費用がかかるわけ

でございます。1年に1回ぐらいは漏水しているということでありまして、現状では非常に幅広くと申しますか、順番に破裂しているという状況でございますので、一刻も早く、その辺の対策をお願いしたいと思います。

それでは、2件目の小規模特養についてお伺いしたいと思います。

地域密着型特別養護老人ホームは、平成27年度に実施予定の事業者と基本部分でコンセンサスを得て計画をされたものの、条件面で折り合いがつかず現在は塩漬け状態となっております。本町のスタンスとしては、計画当初から高齢者施策の重要課題であり、何としても実現させなければならないという強い思いがあったわけでありまして。あわせて住民からの期待も大きく待ち望んでいました。本件は計画段階から検討いただいた事業者に対し、支援策においても、財政面だけでなく選定地においても、協力的に取り組んでいくべきと議会からも提言してまいりましたが、進展がなかったのが非常に残念であります。しかし根底にある思いは、この事業整備も完全に断念するものではなく、引き続き事業予定者決定に向け努力していきたいという考えはお聞きいたしておりますし、今後の取り組みの中では条件面で改善、優遇するような支援策を加えた取り組みも必要ではないかと思うところでありまして。平成29年度に入り新たな施策を含めた取り組みの検討状況をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 地域密着型小規模特別養護老人ホームの整備については、ことし3月の一般質問において、谷口整議員にご答弁申し上げておりますとおり、引き続き今年度に入ってから事業予定者の決定に向け、個別にアプローチを行っているところであります。

現在、平成30年度からとなる第7期介護保険事業計画の策定作業中ですが、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、サービスに対する意識やニーズ等を把握し、実情に即した計画となるよう、策定委員会でご検討をいただくとともに、合わせて施設整備についても努力してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 以前から町長みずからが先頭になって、早期実現できるよう努力してまいりたいとおっしゃって来ました。本町を取り巻く当面する諸課題は多々あるわけですが、重要課題の1つに挙げていただき、精力的な取り組みを願うところでありますが、町長のご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 地域密着型の小規模特別養護老人ホームの整備につきましては、高齢者施策の重要課題と認識しておるところでございます。状況は先ほど担当課長が申し上げましたけども、実現に向けまして、私自身も先頭に立って、鋭意、現在取り組んでいるところでございまして、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 先ほどからの答弁では、まだ、先が見通せない状況のようですが、本町における施設整備は待ったなしの状況であります。町長の力強い意気込みもありましたが、事業化に向けてさらなる努力をお願いしたいと思います。

進捗状況等は都度、セクションで報告願うことをお願いしておきます。

次に、3件目でございます。

3件目は住民グラウンドの照明について質問させていただきます。

住民グラウンドのナイター照明については、平成27年9月にも問題を提起させていただきました経過がありますが、樹木がブラインドになって照明がグラウンドまで届かず、端々が暗い状態にあります。その時の答弁では調査して何らかの対応を検討していきたいということでありました。

あれから2年経過しましたが、現在までどのような対応策を検討していただいたのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 2年前にご質問をいただきましたその後の対応策でございますが、まず、利用者の方々が移動されるバックネット裏から体育館にかけては、照明を遮る部分や垂れ下がる部分は、職員が必要に応じ、伐採してまいりました。

また、足元が暗いと危険が伴うことから、簡易な設置式ライトも準備し、ネット際の照明確保は対応できるようにしております。

本年度につきましては、職員が対応できない高所の枝が照明を遮る箇所が見られたため、利用者の方にもご確認をいただき、現在3カ所の高所の枝を伐採する予定で、業者との日程調整でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいま、照明を遮る部分や、垂れ下がる部分は職員が必要に応じ伐採してきましたとの答弁をいただきました。職員が片手間に伐採できる範囲のもの

ではないと思っていますし、安全面から見ても、無謀であり、気休めに過ぎないというふうに思うわけであります。高所部分を重点に、根本的に対応が必要であります。

夏場のナイターではグラウンドゴルフに使用するケースが数多くあります。グラウンドゴルフの場合、3コートを設定してゲームを行う場合であります。バックネット裏から道路側及び体育館側の端々まで使用するため照度が極端に低下するわけであります。特にグラウンドゴルフを行う人については高齢者が非常に多いため、対策が急務であります。

一方、樹木の枝は年々伸びてきますし、木が茂ってくればブラインドになる範囲も広がってきます。

このまま放っておきますと何のための照明なのか、目的を達成するためには思い切った対策が必要であります。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） ご指摘のとおり、樹木は年々枝が伸び、背丈、幅とも大きくなっており、高所部分が照明を遮ったり、フェンスからはみ出している箇所もございます。

グラウンドという性質上、運動される夏の暑い時期には、樹木が木陰となり、利用者の方々にとっては、最良の休憩場所ともなっておりますが、2年前から比較してみますと、状況も変わっております。

さきに申しあげましたとおり、本年度におきまして一部は伐採させていただきますが、大木の状況と照明に支障が生じていることから、次年度以降、対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまの答弁で、次年度には、本格的に伐採していただく考えをご答弁いただきました。

今後は、定期的に伐採計画を立てていただきたいと思います。

ナイター照明を使用するシーズン前、つまりは、年度当初に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

樹木の管理という部分で見ますと、少なくとも、5年に1回ぐらいは、根本的に伐採する必要があります。枝の伐採と合わせ、照明のLED化で照明全体を明るくすることも一つの手段であります。LED化に変更するような検討も必要かと思いますが、検討いただけるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 現在設置しております4基の照明設備を使用いたしますと、本グラウンドにおける一般競技・レクリエーション仕様の基準値となっておりますので、照度的には支障がないと考えております。

また、設置当初に周辺住民の方々の生活環境・自然環境に配慮し、照らす角度や明る過ぎない照度に設定をした経過もございます。

LED化による照度の向上につきましては、機器それぞれの持つ性質やメリット、デメリットを考慮した上で、周辺住民の方々の生活環境を勘案しつつ、維持管理面も含め、今後の検討とさせていただきたく、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） LED化については、今後の検討ということであります。

たまたまきのう、私、見守りの研修会の関係で宇治田原小学校へ行ってまいりましたが、体育館がLED化されて、非常にさま変わりされているということで、非常に明るかったですし、見やすかったと思います。

時代の流れでいきますと、LEDというのはやはり流行の先端に行くわけでございますので、今、家庭とか、非常に多くなっておりますが、こういった公共施設においても、ぜひ、取り入れていただいて、今後ご検討いただきますようよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで垣内秋弘君の一般質問を終わります。

続きまして、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○10番（今西久美子） 今西久美子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。大きく3点ございます。よろしく願いをいたします。

1点目は、シビック交流拠点についてでございます。

宇治田原町は、シビック交流拠点の形成方針として、公共公益施設をはじめとする住民サービス機能と産業工業機能の複合する拠点整備を図るとされておりますが、次の点についてお聞きをいたします。

まず、シビック交流拠点内に計画をされております新庁舎建設予定地周辺の安全性について、防災の観点からお聞きいたします。

町は新庁舎の現建設予定地は浸水想定区域でも、土砂災害警戒区域でもなく、防災対策活動の拠点としてふさわしいとされておりますけれども、砂利採取跡の埋立地の軟弱地盤ということでは、周辺道路の陥没や、地盤沈下等により、庁舎周辺の道路が寸断さ

れ、庁舎が孤立することも考えられると思いますが、そういったことは想定されていないのでしょうか。

また、南側は山であることから、ことし7月に起きました九州北部豪雨のような流木等による被害の心配はないのか。その点、どのように想定をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 新庁舎建設予定地周辺における道路の陥没や地盤沈下等により庁舎が孤立するとのこと心配ですが、一般に道路を整備する際には、地盤試験等を行い、調査、確認する中で、道路設計を行い整備しますことから心配ないと考えております。

また、流木被害の心配につきましては、防災マップでお知らせいたしておりますが、贅田谷川上流域において、土石流危険渓流のエリアはございますが、宇治田原山手線、南北線及び庁舎に直接影響を及ぼすものではないと判断しております。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） この砂利採取跡は、砂利を採取した後、山や農地、森などに、元に戻すという条件のもとで事業の認可がおりております。つまり、ここは建物や道路をつくるつもりで固めて固めて地盤を強固にした場所でないということは、この間の町が実施をされた土壌調査のN値から見ても明らかであります。

心配はないというご答弁ですけれども、私はこれは非常に甘い認識だというふうに思っています。この間、全国で起きております自然災害をしっかり教訓とすべきです。3年前に広島で大規模な土砂災害がございましたけれども、土砂災害警戒区域に指定されていない場所でも土砂崩れが起きました。危険な扇状地への県営住宅等の建設については、大きな批判を浴びたところでございます。

この宇治田原でも同じことが言えるのではないかというふうに思うわけです。土砂災害警戒区域でないから大丈夫などということは、この広島の例を考えれば、私は言えないというふうに思うんです。また、町は、地震の際、予定地周辺の地下には水脈がないということで、液状化が起きる可能性も低いということをおっしゃっておりますけれども、水脈がなくとも、貯水をされていれば液状化は起きるわけです。

先日、9月3日に行われました防災訓練は地震と大雨という複合災害を想定して、実施をされました。大雨で貯水された地面の水が地震で液状化をすると、液状化を及ぼすということは、十分想定されるかというふうに思います。

私は思うんですけれども、住民が最も心配しているのは、軟弱地盤である建設予定地に、防災拠点を建てるということについてだと思えます。町長は常々、想定外は許されないというふうにおっしゃっております。本建設予定地周辺の安全性につきまして、先ほどのご答弁のような甘い認識でいいのか、町長のご認識をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 新庁舎建設予定地周辺の安全性についてでございますが、これまでも、ご報告させていただいているとおり、地質・土壌調査を実施したところ、液状化の要因となる地下水は確認されておらず、透水性にもすぐれ、また、環境基準を上回る土壌ではないという結果からも安全性については心配ないと考えております。

次に、埋立地といったことについては、建物をしっかりと支える支持層までのくい基礎を打ち込むことにより安全性を確保できると判断しておりますし、周辺の安全性についても心配ないと考えております。

今後も、庁舎の建設位置が確定しましたら、地質調査と土壌調査について継続していく予定であり、結果についてはお知らせさせていただくこととしております。

あわせて、建設予定地一帯は、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域ではなく、災害に強い場所であると考えているところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 副町長、私の話を聞いていただいているんでしょうか。土砂災害特別警戒区域でないから災害に強い場所だと、本当に、この間の教訓が活かされていない答弁だというふうに思います。

周辺の安全性についても心配がないとおっしゃいましたけれども、その根拠を町は示していないんじゃないかと思うわけです。

建物については、確かに予算をかけてくい基礎を打てば、安全性確保できるというのはわかります。しかし、周辺については、なぜ安全やと言えるんでしょうか。先ほどの課長のご答弁では、安全につくるからということでしたけれども、そしたら、そんな、どこだって安全につくっているじゃないですか。それでも、全国各地でいろいろ災害が起きているわけでしょう。先ほども述べましたけれども、全国各地で起きている災害の状況を見て、それを教訓とするんなら、決して、今のような答弁には私はならないというふうに思います。

ことしの3月議会で、私、一般質問をしましたがけれども、これに答えて山下課長は、このように答弁をされました。

自然災害については、絶対起きないと言えるものでないと、だからこそ、代替ルートを確認するんやということをおっしゃっています。確かにそうですよね。自然災害は絶対起きないなんていうことは、絶対に言えない。それが、私も正しい答弁やと思います。が、今の答弁では、大丈夫やと、自然災害が起きても大丈夫やというようなご答弁でしたけれども、ただ、今回の場合、その代替ルートも山手線にしろ、南北線にしろ、今度新しくつくろうとされております連絡道にしろ、全て砂利採取跡の軟弱地盤なわけですね。副町長の周辺の安全性についても心配ないというご答弁は、一体どこから出てくるのか、その根拠をぜひとも示していただきたい。

先ほどのご答弁では、私はやっぱり住民の方は納得されたいと思います。だからこそ、何でよりによって、砂利採取跡の埋立地に防災拠点を建てるんやという疑問が消えないというふうに思います。

ぜひともその安全やという、住民が納得するような根拠をぜひとも示していただきたいとします。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） 新市街地の土地利用の促進や災害事故等の有事の際を想定して、先ほどもありましたように、国道307号の代替道路となる宇治田原山手線や、南北線、仮称ですけれども、それから、贄田立川線を整備することにより、道路ネットワークを構築しようという考えでございます。

新庁舎や周辺の道路の安全性についてであります。先ほども担当課長も、あるいは、私も答えましたように、道路を築造するに当たりましては、まず、事前に地質調査を行い、そして、また、整備されております道路構成というのがございます。これによる基準に従ってつくってまいるところでございます。さらには、舗装につきましては、別途またCBR試験と、こういった試験も行いますけれども、こういったことにより舗装の厚さも決めてまいります。

これから整備いたします山手線、南北線、贄田立川線につきましては、安全にご利用いただけるよう整備してまいりますし、また、京都府に施工していただく宇治田原山手線につきましても、安全な道路となるよう整備をお願いしているところでありますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 安全に整備をすると、それは当然ですけど、それでも、全国各地でもどこも安全に整備しているにもかかわらず、災害というのは起こっているわけ

ですね。そういう意味では、今のご答弁でも、それは根拠にはならないし、住民が納得するということにはつながらないというふうに思います。

どこに建てても、災害というのは起こり得るという想定のもとで、どれだけ減災をするか、どれだけ起こった後の対応が十分できるかということを考えてやっていくべきやというふうに思っておりますので、そのことは指摘をしておきたいと思えます。

次に、土地利用についてでございますが、山手線の全線開通というのは、平成45年とされております。ただ、この間の国道307号の奥山田バイパスの例を見れば明らかのように、おくれるということは十分予想がされます。周辺自治体には、もっと便利な工業用地も準備されております。新名神が開通するというだけで、土地利用が進むと、新しい町ができると、工場が進出してくるというふうにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 宇治田原山手線につきましては、まずは、第1期整備区間の早期開通、あわせて土地利用の促進を図る中、全線が早期開通するよう要望活動をしているところでございます。

何事もせず待つのではなく、先般も大変暑い中、住民会議の呼びかけにより議員各位にもご参加いただく中で啓発活動に取り組んでいただきました。こうした取り組みを通じまして事業主体となつていただきました京都府に対しまして引き続き早期の整備を訴えていきたいと考えているところでございます。

また、新名神の開通だけで工場が誘致できるのかとのご質問でございますが、新名神高速道路は日本の新たな背骨であり、あわせてインターチェンジができることによる土地利用のポテンシャルははかり知れないものがあると考えております。

新名神の開通だけでといった考えではなく、本町のまちづくり総合計画に基づくまちづくりを進めることにより、新たな新市街地を形成し、企業誘致を考える中、人口1万人を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） ただ、その山手線が全線開通するまでは、新名神のインターチェンジに頼らざるを得ないということになるかと思うんですが、先ほどから何度も言っていますように、この場所は砂利採取跡の埋立地であり、軟弱地盤であることは、進出してくる企業にとっても、私はマイナス要因だと思うんです。インターチェンジに近いというだけで、土壌改良とか、基礎に大きな予算をかけて進出してくる企業が本当にそう多くあるのか、大変疑問でございます。

住民さんの中にも、本気であんなところに新しいまちをつくろうと考えているのかと、こういった声も聞こえてまいります。どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 先ほどのご答弁でも申し上げましたが、本町のまちづくり総合計画に基づくまちづくりを進める中、宇治田原山手線の整備を含め、新名神高速道路の開通を生かした交通ネットワークの構築や具体的な用途地域の設定など、将来の地域の発展につながる青写真をしっかりと描いてまいりたいと考えているところでございます。

土壌改良や基礎に大きな費用をかけるようなところに企業が来るのかといったご意見ではありますが、企業地を選択する要因としましては、本町の立地条件や、また価格、交通アクセス、雇用者の確保など多くの判断基準を総合的に評価し判断されるものと考えているところでございます。

本町への企業誘致を図るため、さまざまな情報の提供、そして立地促進施策等を展開する中において立地いただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 私はそういう砂利採取跡の埋立地である軟弱地盤に企業さん、どうぞ来てくださいというふうにPRすること自体が、宇治田原町としての評価を下げることにつながるんじゃないかというふうに感じておりますので、それは指摘をしておきたいと思います。

次に、2つ目の国民健康保険についてお伺いをいたします。

1点目は、都道府県の一元化の影響についてお聞きをいたします。

来年度、2018年度から、国民健康保険が都道府県に一元化をされることとなります。保険者は京都府と町ということになるのでしょうか。ただ、保険証の発行や保険税の決定、賦課、徴収、医療の給付、保健事業などは引き続き町が行うこととなります。

この一元化によります宇治田原町への影響をどのように捉えられているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 国保の広域化につきましては、国民健康保険制度改正法が平成27年5月に成立し、この間、京都府と府内市町村が2年間にわたり広域化に向け準備を進めてきております。

広域化による主な変更点といたしましては、京都府が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し算定される納付金が決定され、納付金等を支払うために必要な市町村ごとの標準保険料率が示されることとなります。

市町村は、京都府から示された標準保険料率等を参考に保険税率等を決定し、賦課・徴収するとともに、京都府へ納付金を納めることとなります。納付金を納めることで、保険給付に必要な費用は全額京都府から交付金として支払われることとなり、高額な医療の発生等による決算額等へ影響はなくなることとなります。

また、同じ都道府県内での市町村間の住所異動に伴う高額療養費の通算方法が変わり、多数該当回数を通算できるようになるなど、被保険者への経済的な負担が軽減されることとなります。

広域化に伴う本町への影響は現在のところ見えていないのが実情であり、今後、制度を担うこととなる京都府の動向と合わせまして、国の動きにも注視してまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） この間、2年も準備してきて、いまだに、町への影響が見えていないと、これは本当に国のやり方については、ひどいなというふうに思っております。

都道府県の一元化によりまして、京都府が市町村ごとの納付金を決めると、また、標準保険料率等も決定をすると、決定というか、示すということとなるというご答弁でした。

この納付金というのは、100%上納が当然のことで義務づけられております。この間、宇治田原町は毎年、赤字が続きまして、繰り上げ充用という形で、次年度に繰り越しもされてまいりましたけれども、今後それもできなくなりますね。

国保税の収納率は100%ではございませんから、常に足りないという状態になるのではないかと予想されます。もしくは、その徴収できない分をほかの方の保険税に上乘せをして、徴収をするというようなことから、引き上げになる可能性もあるんじゃないかという懸念もございます。

足りなくなった場合は、安定化基金から借りるということができるということも示されておりますけれども、借りるわけですから、当然、返さなければなりませんし、それが、今後、次年度の保険料値上げの要因ともなると考えられます。

保険税につきましては、8月28日付の京都新聞に1面に載っておりましたけれども、全国の市区町村調査で上がると予想したところが35%もあったと、高齢者や低所得者

が多い国保加入者の負担増が懸念されるという報道がございました。

宇治田原町の納付金の割り当て、標準保険料率はシミュレーションされたと思いますが、どのような結果であったのでしょうか。国保世帯の負担はどのようなのでしょうか。その点をお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 納付金及び標準保険料率につきましては、現在、京都府において国からの公費の考え方を踏まえ、初めて新制度を前提とした第3回目の試算が行われております。今回の試算につきましては、激変緩和措置の適用や、所得、医療給付費等のデータを最新のものにすることで、実態に近い形で試算が行われるものとなっております。

今後は、第3回試算をもとに、国から10月中旬に仮係数、そして12月下旬に確定係数が示され、来年1月には市町村に納付金及び標準保険料率等が提示、公表される予定となっております。本町におきましては、ことし1月に行われた第2回の試算時点では、医療分は試算と大きな差はありませんでしたが、介護分、支援金分で現行の保険料率等では不足している状況となっております。

いずれにいたしましても国の財政支援の配分等が決まっておらず、先ほどの答弁同様、保険料への影響につきましてはいまだ見えない状況でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） この納付金や標準保険料率が示されますのは、まだ先でございますね。来年ですか、1月ですか、それから町として保険料を算定をすると、国保の税条例の改定もしないといけません。それが多分3月議会になるんじゃないかと予測がされます。国保連協での議論もしていただかないといけません。また、住民への周知や、予算、システム改修など、行政がやるべきことは本当にたくさんございます。

各地域の自治体の担当課、本当に嘆きの声が聞こえてくるわけですが、現スケジュールで、そういうことが全て十分できるのかどうか、担当課としては、本当に困っておられると思いますけれども、やはり、一番影響を受けるのは、住民でございます。これ、もう2年間準備をしてきて、いまだに、何も明らかにならないというような状況の中で、私はこれもう延期をすべきやというふうに思いますが、それを求めるおつもりはございませんでしょうか。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 今回の国保制度改革は、都道府県も巻き込んだ制度創設

以来と言われる大きな改革であり、一連の医療費適正化や医療提供体制改革と密接に結びつくものであります。

現段階において国が示す市町村の作業スケジュール例に照らし合わせまして、スムーズに移行できるよう鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 確かに、制度創設以来という大きな改革だということでありますので、より、私はやっぱり慎重にいくべきやというふう思うんです。スムーズに移行できればいいですが、そこで、住民の皆さんを置いてけぼりにしないように、そこは担当課にもよろしく願いをしておきたいと思えますし、国に対しても、もっと、担当課として、十分業務ができるような方法をとっていただけるように、強く求めていただきたいし、私自身も求めていきたいというふうに思っております。

それと、保険税についてですが、先ほど申しました35%のところ上がるだろうと、これ、まだ3回のシミュレーションが今やられているので、その中には、国の負担分とか、あと法定外繰り入れも入れていいというシミュレーションになっておりますので、はっきりしないというのはわかりますけれども、都道府県一元化に伴って保険税を統一化するというところがございます。近隣では、大阪や奈良や滋賀県ということですが、京都府は今回統一化はしないというものの、いずれ統一化を目指すと言われております。

ただ、宇治田原町内には入院施設もございませんし、産科や耳鼻咽喉科、眼科などの専門医もございません。京都市や宇治市などと比べても、医療提供体制に著しく差があるわけです。こういう市町村におきまして、保険料、保険税だけが一本化されるということは、私はとんでもないというふうに思うんですね。

もし、統一化されれば、健康づくりに力を入れて、医療費を一生懸命削減をしても、保険税には反映されにくくなるんじゃないかという心配もございます。保険税の統一化はしないように求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 国民皆保険制度である以上、全国のどの地域に住んでいても同じ保険料の負担で同水準の医療が提供されることが望ましいところであります。しかしながら、現実には地域ごとの保険料や医療費の水準に大きな格差があります。

京都府におきましても、府内市町村の医療費水準を平準化し、将来的には保険料の統一化の考えを示されています。

今後、京都府と市町村との合意形成が図られるべく、計画的に取り組みが進められる

よう十分認識を共有する中で意見交換してまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 統一化されれば、本当にかっと一気に保険料が上がるという自治体も出てくるわけですので、そういう意味では統一化については、本当に慎重になっていただきたいというふうに思っております。

3点目の一般財源からの繰り入れについて、お伺いをいたします。国保への一般会計からの繰り入れについて、宇治田原町の2016年度決算では約1億2,700万円となっております。このうち、法定外の繰り入れが約3,587万円、これは保険税を抑えるための値上げを抑えるための特別な措置であったり、子どもの医療費の無料化や、人間ドックへのそういう独自の施策への対応であったりしております。

都道府県一元化になっても、こういった法定外の繰り入れというのは可能なのかどうか、その点をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 広域化に伴い、法定外繰り入れのうち、保険税の負担緩和を図るための特別措置分や決算補填等目的の一般会計繰入金につきましては、「市町村の実情に応じ、可能な限り計画的・段階的な解消・削減を目指す」とこととされております。

本町といたしましても、収納率の向上や医療費適正化の取り組みに合わせまして、保険税率等の適正な設定等により、実効性のある取り組みを進めるとともに、今後、国保財政運営の安定化を図るべく、状況を見る中で法定外繰り入金の段階的な解消に向け、努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） この一般会計からの繰り入れは、私はまさに町の姿勢が問われる問題だというふうに思うんです。ただいまの答弁では、国の指示どおりに、法定外繰り入れの段階的な解消に向け努めるということでしたけれども、本当にそれでいいのかという問題がございます。国の言いなりでいいのかという問題があります。

宇治田原町は、昨年度、保険税の大幅な引き上げを行いました。それでも、まだ、保険税を抑えるために、1,500万円の法定外繰り入れを行った経緯がございます。それでも上がりましたけれども、この繰り入れがなければ、もっと保険税が上がっていたという結果でございます。

年金生活者や非正規雇用など、収入の少ない加入者にとって、今の保険料というのは

本当に高いです。全国知事会からも、少なくとも、協会けんぽ並みの保険料とするように、国に対して1兆円の投入をという要望も出されております。

今回の制度移行に伴う保険税の引き上げは、何としても回避すべきと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 京都府において、現在行われております第3回目の試算では、保険料負担が大きくふえる場合も考慮し、激変緩和措置を含めた試算が行われております。しかしながら、広域化後の保険料への影響につきましては、まだ、いまだに見えない状況ではあります。

新制度を円滑に施行するには、激変緩和などの短期的視点と、医療費地域差の縮小や、また保険料標準化等の中期的な視野の双方が必要であると考えているところでございます。

今後、本町の国保運営協議会の意見もお聞ききする中、保険税率等の適正な設定を行い、住民の理解を得るべく丁寧な説明を行いますとともに、法定外繰り入れにつきましては状況を見る中での判断を行うこととし、さらなる保険者努力に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 確かに、激変緩和措置もとられますけれども、今、ご答弁にありましたように、短期的なものやと、永久にこれが続くわけではないということもありますし、国の財政支援がいまだにはっきりしない中で、保険税がどうなるのか、不透明な状況やというのわかります。

ただいまのご答弁では、法定外繰り入れにつきましては、状況を見る中での判断を行うこととしたいというご答弁がございました。

ぜひとも、町長には、全国知事会と同じように、せめて協会けんぽ並みの保険税となるように、国に対しても、しっかり物申していただくとともに、町としての努力を求めておきたいと思っております。

大きな3点目、小中学校施設についてお伺いをいたします。

1点目は、適正規模についてであります。

WHO（世界保健機関）は、世界各地から学校規模と教育効果について研究した論文を多面的に分析をし、その結果をまとめとして発表をしております。

WHOの学校規模についての結論は次のとおりであります。

1点目、大規模な機関においては回避することのできない規則、規制を回避するためには、教育機関は小さくなくてはならない。100人を上回らない規模という点で意見が一致をしている。

2点目、非人格的な規則でなく、人間的な関係に基づいたインフォーマルで個性的な教育は、こうした条件のもとで初めて可能になる。

3点目は、集団の規模に関しても意見の相違は全くなく、小さな規模を保たなければならぬという考え方で完全に一致している。

このように、WHOは学校は小さくなくてはいけないとして、生徒100人を上回らない規模が望ましいというふうにしております。

今、宇治田原町が進めようとしている小中一貫校になれば、WHOが望ましいとしている規模を上回ることとなります。WHOの基準、つまり、教育的観点からすれば、統合など必要ない、むしろ、統合してはいけない規模の学校を無理に統合しようとしていることになるわけです。

教育効果を高めるために、世界標準の先を行くのではなく、行政効率性を優先して、望ましくない教育環境に導くのが、今の学校統廃合であると考えております。

教育委員会では、日本の文部科学省の適正規模論のみで議論をされておりましたけれども、先ほど、私が申し上げましたWHOの見解をどのように受けとめられるでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 学校の適正規模につきましては、WHOがまとめたものを含め多くの考え方がありますが、公教育を進める本町教育委員会におきましては、国の文部科学省が示す方向性に沿って進めていくこととしております。法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされ、事情により弾力的な運用が可能となっています。

また、学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数など総合的に検討してまいりました。国において1学級の児童生徒数が決められていることから、特に、学級数の増減による学校運営上の課題や、それが児童生徒に与える影響について協議いたしました。

教育委員会では、小中学校の施設について検討するに当たりまして、適正規模もその1つではありますが、地域関係の視点も含め、小中一貫教育を推進する際にどのようなあり方がいいのかという視点で総合的に協議してまいりましたことを改めまして申し上げ

させていただきます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 私がお聞きしたのは、こういうWHOの見解をどう受けとめるかということだったんですが、ご答弁ございませんでした。

私、先日、近隣の小規模小学校で、本当に素晴らしい教育実践をされてきた元教員の方のお話を伺う機会がございました。

この報告を聞いておまして、本当に子どもたちにとっても、保護者にとっても、また、教員にとっても、そして、地域にとっても、本当によいことづくめの報告内容でございました。

教育委員会では、そういった事例、本当に研究・検討をされたのでしょうか。また、現に小中一貫校として実施をされている学校等の事例も研究されたのでしょうか。

子どもたちのことを本当に一番に考えてというのならば、私はもっとここは慎重な時間をかけた議論が必要だったのではないかと今も思っております。スピード感を持ってというお話はございますけれども、それは結論が出てからのことであり、結論を導くに当たっては、やはりもっと時間をかけるべきだったというふうに思っております。

また、教育委員会の議論の中では、児童生徒が今後も数が減るという前提で議論をされてまいりました。ただ、宇治田原町は先ほどの質問の中でもありましたけれども、人口ビジョンとして、1万人を目指すとされております。若い人たちにも移住、定住してもらおうということも打ち出しておられますけれども、それならば、児童生徒もふえるんじゃないのかと思うわけですね。減ることを前提とした議論は、西谷町長が打ち出した方針にも逆行するのではないかとすることは指摘をしておきたいと思います。

そこで、2問目の施設のあり方についてですが、これは教育委員会としては結論を出されたということなので、町長にお伺いをいたします。

教育委員会が今回の小中学校施設の一体型、隣接型という結論を出すに当たり、町長部局では、全く議論されていなかったことが、6月議会の馬場議員の質問で明らかとなりました。

地域の小学校がどうなるのか、まちづくりの観点、防災の観点、地域住民の感情など、さまざまな課題があり、教育の観点からのみの議論で結論を出した教育委員会の結論をそのまま町として決定したことは、非常に遺憾であります。結論先にありきで、後から課題整理というのでは、全く住民無視と言えるのではないのでしょうか。

施設のあり方については、教育委員会が出した案をもとに、課題を今後整理をすると

ということですが、その結果を住民に提示して、住民とともに、一から議論すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 本町において、児童生徒の課題を分析していく中、この課題を解決するためには小中一貫教育を手法として取り入れることが必要であると結論となり、数年前から、教育委員会の助言や指導のもとに、各学校で推進されてきました。

施設のあり方につきましては、教育委員会で、分離型か一体型か、小中一貫教育を進める上で成果が出る内容、あるいは課題が残る内容について整理し、さらに、関連事項として、町内の児童数の変動を鑑み、先ほどありました学校の適正規模を考えることから今後の課題整理を行い、地域の支え等の視点も含め総合的に一体型、隣接型という方向性を導いていただいたところでございます。

総合教育会議を開催し教育委員会のほうから、内容を聞き確認しながら進めてまいったところでございますけれども、その方向性を今後どのように進めていくのかにつきましては、やはり町全体で、関連する各部局がしっかりと連携する中、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 町長は常々住民の声を聞くことが非常に重要であるというふうになされております。今後、関連部局が連携し、取り組むというご答弁でございましたけれども、ここに住民の声はどのように反映されるのか、どのようにお聞きいただけるのか、その点をお聞きします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 年度内に施設整備に向けてのスケジュールを教育委員会を中心として関係部局間協議を進める中、策定を行っているところでございます。

策定するスケジュールの中で住民の皆様に対する説明会、意見をお聞かせいただく時期につきましても提示させていただきたいと考えております。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） スケジュールの中で、説明会や住民の意見を聞く時期も提示するというご答弁でした。

ただ、もうこれで決定ですと、一体型、隣接型でいきますよというそういうやはり、

聞き方ではなくて、そこは十分に住民の意見も聞いていただきたいと思うんですが、この施設のあり方については、先ほども申しましたけれども、住民の皆さんに課題やいろいろなさまざまな情報を十二分に提供した上で、私はやはり、住民投票で決めるべきだと考えております。

教育長には、以前お聞きをしましたら、現時点では想定していないというご答弁でしたけれども、町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 十二分に情報提供ということにつきましては、そのとおりだというふうに思っておりますけれども、現時点におきまして、住民投票を行うということは想定していないところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 現時点では想定していないということでございました。

私、町長も教育長も、小中学校の施設を一体型とすると、隣接型とするということを、非常に安易に考えておられるのではないかと言わざるを得ません。

しかし、住民にとりましては、地域から小学校がなくなるということが、とんでもなく大変なことにつながるわけです。

今後、課題が明らかとなり、住民の中に、大事なことは、住民みずからが決めるんだという声が大きくなったときには、ぜひとも、住民投票も視野に入れていただきたい。そのことを申し上げて私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで今西久美子君の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹君の一般質問を許します。藤本君。

○8番（藤本英樹） 議席番号8番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、豊かな森を育てる府民税の活用実績と今後の展望について質問いたします。

森林の持つ土砂災害の防止や、水源の涵養といった我々の生活に欠かすことのできない機能を将来にわたって発揮させるため、平成28年4月から豊かな森を育てる府民税は、森林の整備・保全と森林資源の循環利用と森林の多様な重要性についての府民理解の促進のための取り組みを実施する経費の財源として活用することを目的として導入されました。

平成28年度から本府税は導入されておりますが、平成28年度の京都府全体及び本町における実績税収と平成29年度見込み税収は幾らでしたでしょうか。

また、豊かな森を育てる府民税は、本町において、どのように活用され、どのような実績を残されたのか確認いたしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご質問のありました京都府豊かな森を育てる府民税についてご答弁申し上げます。

京都府では、府民生活の安心・安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止といった森林の多面的機能が果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く府民全体が享受していることに鑑み、これらの森林の多面的機能を維持し、増進するための施策に要する経費の財源に充てるため、平成28年度から新しく京都府豊かな森を育てる府民税が導入されました。

課税方式及び税額につきましては、個人の府民税均等割に上乘せする超過課税方式であり、年額600円の税額となっております。

京都府の試算では、京都府全体での平成28年度税収実績額につきましては、見込み額となりますが約6.8億円と試算されております。

議員のご質問にありました本町における賦課額につきましては、平成28年度で約280万円となっております。なお平成29年度につきましてもそれぞれ同額程度と見込んでいるところでございます。

また、京都府豊かな森を育てる府民税の本町における活用実績につきましては、平成28年度は、町内外の方が利用される、末山及びくつわ池自然公園入り口の木製看板の設置に、平成29年度におきましては、町立保育所一時保育施設等建設工事に充当すべく、府内産木材の循環利用を目的に事業を進めているところでございます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 次に、豊かな森を育てる府民税の活用には、先ほど質問いたしました府内産木材の生産・加工から消費に至るまでの循環型の仕組みづくりや森林の重要性を学ぶ事業のほかに、荒廃した森林の整備、山地災害が発生する危険性が高い森林における予防的な事業などの森林保全も活用目的となっておりますが、今後、本町における森林保全事業に対する活用についてどのように考えておられるのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 京都府豊かな森を育てる府民税の活用につきまして、現在、京都府より示されております交付金の対象事業といたしまして、森林の整備及び保全を

進めるための事業、森林資源の循環利用を進めるための事業、森林の多様な重要性について府民の理解を深めるための事業に対して交付金の充当が認められております。

しかしながら、当該交付金事業が新たな府民税を活用して行う事業であることから、新規または拡充の事業が対象となり、既存補助制度の適用が可能な事業や市町村において従来から行われてきた事業については、交付金事業の対象外となっています。

本町におきましては、当該交付金事業及び既存の補助制度を効果的に活用する中で、さらなる町内森林の整備及び保全、森林資源の循環利用を推進していくことが重要であると考えております。

平成28年度・平成29年度の交付金事業につきましては、公共施設における森林資源の循環利用での活用を進めておりますが、議員よりご質問のありました森林保全事業につきまして、現在既存補助事業により取り組んでいるところであり、今後効果的な事業推進の視点で、京都府、関係機関と連携を図る中で、最も効果的な方法で事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 続きまして、本府民税を活用した事業については、基本枠とプロジェクト枠制度が設けられておりますが、宇治田原町は森林面積が約8割を占める森林大国であります。四方八方を山に囲まれており、住民の暮らしと森林は切っても切れない関係にあり、この豊かな森を育てる府民税を有効活用するためにも、プロジェクト枠を活用した事業推進を行う必要があると考えますが、町の考え方をお示してください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） ご質問のありました京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業につきましては、基本枠またプロジェクト枠がございます。

対象事業につきましては、基本枠、プロジェクト枠ともに共通しておりますけれども、基本枠は全市町村に基準により交付され、プロジェクト枠は特に効果が高いと認められる事業を市町村から提案し、京都府で審査することになっておりまして、他の模範となるような先進的な、広域的な、比較的規模の大きなものが対象となっておるところでございます。

本町におきましても、住民の皆様からの貴重な税であることを再認識し、基本枠と合わせて、プロジェクト枠を効果的に活用していく中で、議員ご提案の、町内の森林整備や森林資源の循環利用などの施策につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 先ほども申し上げましたとおり、宇治田原町は四方八方を山に囲まれた山林地であり、山林を生かしたまちづくりを行うことは、町内の木材関連業者の活性化にもかなり効果が期待できると考えております。

この豊かな森を育てる府民税を町内施設の木材活用だけにとどまらず、住民が暮らす日々の生活の中で先駆けて実施されております林地内危険木防災対策事業や要適正管理森林等災害予防事業とあわせて周知徹底いただくことで、より安全・安心な暮らしにつながるのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

通学路の点検及び除草について質問いたします。

8月終わりごろから残暑が厳しい状態が続き、なかなか秋の気配が感じられない日々が続いておりましたが、ようやく秋の気配を感じられるようになりました。

2学期も始まり、児童生徒の通学も再開されました。通学路、特に宇治田原小学校区については、山間部を徒歩通学している小学生が多く、その道路は雑草が覆い茂っており、また、中学生は、夏休みでも部活等で自転車通学を行っております岩山城山橋付近は、国道307号線の歩道まで、雑草のつるが覆いかぶさっている状態で、通学上危険と思われる箇所が多数見受けられます。

こうした中で、教育委員会と建設環境課で連携して除草作業をいただいていることも聞いております。また、保護者や各種ボランティアの方々により除草作業を行っていただいているところもございますが、逆に雑草が覆い茂ったままで除草されていない通学路も多々見受けられております。

本町として、この現状をどのように捉え、また、宇治田原町通学路安全推進会議が設置され、その会議メンバーは、京都府土木事務所担当者や、田辺警察署、本町の学校教育課、建設環境課、総務課で構成されていると聞いております。その会議の中で、通学路の点検や安全対策、特に除草対策にも協議いただけたらどうかと思い確認させていただきたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） ご指摘の雑草でございますが、一度改修すれば一定期間、手を入れる必要のない道路改修と異なり、刈ったとしてもすぐに伸びてしまう状況にあり、非常に苦慮しているのが実情でございます。地域の皆様や保護者の方々に支えていただ

いているのが、現状であります。教育委員会では、場合によりましては、みずから出向いたり、学校と協力して除草作業に当たることもあります。道路管理者とも連携を図りながら、できることはしてまいりたいとの思いではありますが、場合によりましては、私有地であるなどの制約や予算的な制約もあるところでございます。

通学路に利用している道路につきましては、国道、町道等がございます。

ご質問にありましたように、道路構造上の観点から改善が必要と思われる点につきましては、町総務課、建設環境課、山城北土木事務所及び京都府田辺警察署合同で、安全確認及び対策方法の検討を行っており、本年度につきましても今年9月に実施する予定でございます。その際、国府道の歩道の除草時期について等を協議内容に含めてまいりたいと考えております。

また、PTAや小中学校からも状況の把握に努めておりますが、どうしても、対応ができず、安全確保に大きな課題を有するような場合には、通学路の変更も視野に入れて協議する必要があると考えているところでございます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 現在、町有地の除草については、8月から9月にかけて宇治田原町森林組合やシルバー人材センターを通じて実施されておられますが、その範囲は住宅密集地や工業団地内が主でございます。小中学生の通学路自体、それほど大きな延べ面積でもなく、また、保護者の方々や地域ボランティアの方々を実施いただいている箇所もでございます。年間を通じ計画的に、いま一度通学路を点検いただき、安全対策を講じていただくようお願いいたします。

以上で9月定例会の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、藤本英樹君の一般質問を終わります。

続きまして、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○9番（山内実貴子） 9番、山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1つ目、子育て支援についてでございます。

本町の子育て支援の目玉はということであります。

宇治田原町での子育て支援については、子育てハンドブックを作成していただき、これに集約され、また更新もしていただいております。子育て支援センターの事業に来られているお母さん方の声として、これは文教厚生常任委員会として懇談させていただ

た折の意見ですが、宇治田原町の子育て支援についてよかったと思うことは、中学生までの医療費控除、また1歳未満の子どもに2万円のミルク代などの補助などが挙げられていました。そして、声の大きかった高校生のバス通学費もようやく全額補助となりましたが、本町の子育て支援の目玉というのでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 本町の子育て支援につきましては、宇治田原町子ども・子育て支援事業計画で掲げた「子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子」を基本理念に、子育て支援に係る庁内関係課においてさまざまな事業に取り組んでいます。

1歳未満の子どもへの育児用品購入助成事業や、中学生までの子育て支援医療費支給事業、高校生の通学費補助事業などを町独自に実施・拡充し、子育て世帯の経済的負担の軽減に各課で取り組んでいるところです。

昨年度には地域子育て支援センターを旧町立診療所に移設して機能拡充を図り、子育て世帯の居場所として、また、祖父母世代も一緒に子育てにかかわっていただけるよう、多世代を対象とした各種子育て講座を実施し、保護者の育児負担や不安の軽減に取り組んでいます。

今年度は、隣接している保健センターと地域子育て支援センターとの連携を一層強化し、地域子育て支援センターで母子手帳を交付し、妊娠期からの相談支援を行うなど、保健センターの母子保健事業と地域子育て支援センターの子育て支援事業が相互に連携し、さらに地域のマンパワーもおかりして、孤独で不安な育児とならないよう、子育て世帯に寄り添い、見守る子育て世代包括支援体制の構築に努めているところです。

本町の子育て支援の強みは、行政をはじめ、地域の皆さんとともに顔の見える支援ができることだと感じています。ライフスタイルや経済社会が変化する中、子育て家庭は仕事や家事、介護、育児に日々追われ、親の負荷が高まっています。子育て環境を整えるためのハード面の整備や経済的負担の軽減は必要な支援ですが、親が安心して子どもを産み育て、乳幼児期から青年期に至るまで健全な親子関係を築いていけるよう、身近な地域で親身に支える仕組みづくりを整備することが重要となっています。

子育て支援にはこれで十分というものはなく、今後においても子育て世代を取り巻く環境や保護者のニーズ等の把握に努め、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 子育て支援は高校卒業までと私は思っております。今や、高校に

通う子どもたちがふえ、子育て世代の家計は経済的にも大変です。子育ては高校生まで一貫して充実をと考えると、例えば、医療費等の補助についても検討が必要なのではないかと思います。子育て支援の目玉はと言っても、子育て中の方にとっては、その感じ方やニーズも違ってくるものでしょう。そして、目に見えるもの、ハード面と、親となる方が、安心して子育てしていけるよう、身近な地域で、親身に支えることが重要となっていると言われましたように、本町の子育ての強みは行政をはじめ、地域の皆さんとともに、顔の見える支援ができることとの思いは、大切なことだと思います。

今後さらに、それぞれの方が宇治田原の子育て支援、こんなところがいいのよと言っただけの支援策を模索していただきたいと思います。

次に、難聴児発見への対策について、お伺いいたします。

生まれつき聴覚に障がいのある先天性難聴は、1,000人に1人から2人の割合でいるとされています。生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえぐあいを調べる新生児聴覚検査は、専用の機械を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を鳴らし、脳波や返ってくる音によって聴力を調べます。痛みはなく、検査は数分で終わること。早期に補聴器を使用するなど適切な指導を受けることで、言語発達の効果が得られるとされています。

厚労省は公費助成の導入など、受診を促す対応を求めています。検査の実施状況は把握されておられるのでしょうか。また、新生児聴覚検査の公費助成の実施についてのお考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 質問の新生児聴覚検査につきましては、新生児期において先天性の聴覚障がいの発見を目的として実施する聴覚検査であり、総合病院等の産科医療機関では検査機器が整備され、そこで出生したお子さんで希望される方は、聴覚検査を受けることができます。

町では新生児訪問の際に検査を受けられたかどうかの確認を行っており、平成28年度に訪問した47人のうち20人のお子さんが新生児聴覚検査を受けられたことを確認しております。難聴が発見されたお子様はおられなかったところですが、検査を実施していない医療機関等で出産されるケースも多くあり、全てのお子さんが検査を受けられる体制が整っていないのが現状であります。

今後は、国の動向も見定め、京都府や近隣市町との連携を図りながら、検査の受診の推進や費用助成の有効な方法について判断してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 難聴を新生児の段階で発見し、早期に適切な治療、指導を受ければ、話す能力はほぼ正常に近いレベルに達すると言われていました。

また、町内には産院がなく、新生児聴覚検査を受けられる体制がまだまだ整っていない現状ではあるかもしれませんが、検査の受診の推進、その費用の助成について、京都府や近隣市町との連携で早期に実現できますよう、求めておきます。

次に、生涯学習についてお伺いいたします。

図書館利用についてでございます。

町立図書館では、毎月のおはなし会や、大人向けの読み聞かせ養成講座、工作教室などを企画され、各事業のお知らせとして、チラシや手書きのポスターなど、熱意を持って取り組んでいただいております。しかし、参加者の減少や新たな図書資料への入れかえがスムーズなのかなど、その充実について課題も感じられてきているのではないのでしょうか。

図書館の運営と職員体制、予算等、今後の取り組みや展開についてお聞かせください。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 町立図書館は、昨年度、開館20周年を迎え、今日まで多くの住民の皆様におかれましては、ご利用をいただきまいました。図書館のサービス指標や効果をあらわす数値は、常に全国同規模の平均値を上回り身近な図書館として位置づけられてきております。

しかしながら、情報化社会が進む中、さまざまな電子機器の普及に伴い読書形態もさまざま変わりしてきました。電子機器でいつでもどこでも好きな本が読め、また、簡単に知りたいことを調べることもできます。機器を使いこなす特に若い世代の本離れ・図書館離れは、本町に限らず、多くの公立図書館が抱えている課題です。

図書は、文字を読み、人の考え方に触れたり、調査・研究の資料であったり、生活の身近な知恵となったり、人それぞれの生涯学習に重要なことは、いつの時代も普遍です。

このような中で、ご指摘をいただいております、課題への取り組み、運営方法や今後の展開といたしまして次の点に重視したいと考えております。

1点目は、利用者の利便性を高める図書館システムの導入です。以前ご意見をいただいております読書通帳、より多くの方に簡単に検索いただける蔵書検索の方法などの導入が上げられます。

2点目は、選書方法の見直しです。これは、利用者のニーズや好みなど必要とされる

図書を的確に選書する専門性の向上と時代に沿ったレファレンス資料・セット資料の充実を図る必要があると思います。

3点目は、それぞれの世代に合ったサービスを展開することです。子育て世代・高齢者世代など読む本も異なります。また、お子さんを連れての図書館利用を心配される方、図書館に行きたくても行けない方、小さい文字が読みづらいなど利用者の方々が抱える問題点への対応が必要であると考えます。

今、申し上げました対応策に取り組んでいくためには、予算・職員体制に係る協議も必要となってまいります。早急にできることから、また、課題と取り組み方法を整理する中で協議を重ね、実施に向けての検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 図書館の運営方法や課題への取り組み、今後の展開についてお考えをお聞かせいただきました。これらの対応策について、実施に向け、協議、検討を進めていかれるようご期待いたします。新たな展開として、研修室で行われているおはなし会を広く知らせ、気軽に参加できるよう、ロビーで行ったり、利用者自身が読書通帳に記入したり、返却するときには、返す方自身が本のクリーン機によって清浄するなど、職員の手間を省くことなどもできると思います。

これからも、利用しやすい、行きたくなる図書館整備をと求め、次の質問にまいります。

寺子屋塾についてお伺いいたします。

小中学校の長期休業期間における子どもたちの学びの場として、昨年度から取り組んでいただいている、寺子屋うじたわら学び塾は、小中学生だけでなく、高校生や大学生、また、町内のサークルや団体などの協力により、人と人との交流が生まれております。こうした交流を通して、子どもたちの居場所づくりにつながっていくことは大変大切なことだと思います。今後、やはり、学び塾という学習という点での成果、学力向上に向けた取り組みになるのか、参加者に偏りはないのか、居場所を必要とする子どもたちへの声かけ等、課題と分析が大切だと考えますが、教育委員会として今後の方向性をお聞かせください。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 昨年度より事業を開始いたしました、寺子屋うじたわら学び塾につきましては、議員もご承知いただいておりますとおり、小中学生と高校生、大学生、

地域の方々とのつながりを育む中で、みずから学ぶ子を育てていこうと取り組んでいるところでございます。

夏季休業期間における取り組みとしまして、昨年のをベースに事業を構成する中で、文化センターロビーの活用、英語検定に向けての学習会への維孝館中学校以外の生徒の参加などの工夫を行ってまいりました。

参加申し込みにつきましては、昨年度とほぼ同じ約130名となったところでございます。高校生の参加につきましては、昨年参加してくれた高校生が、大学受験を控えているということもあり、2名の参加となりました、大学生は、5名参加していただくことができました。

事業に参加してくれた小中学生に対しましては、昨年同様にアンケートを実施しており子どもたちの思いをまとめてまいりたいと考えております。

学び塾につきましては、引き続き実施してまいりたいと考えておりますが、参加し、指導者となっていた方々からのご指摘やご意見を踏まえ、創意工夫できるようなところにつきまして、見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 寺子屋うじたわら学び塾については、参加者や指導者となってくださった方々のご指摘やご意見を踏まえ、創意工夫できるところは見直しを行い、引き続き実施していきたいとのご答弁でした。

有料の、個人で行く塾とは違い、直接的な学力向上を求めるものではなく、人とのつながり、また、みずから学ぶ子を育てていこうとする取り組み、また地域とのつながりも大切にとの取り組みであるならば、小中学校合わせて9年間、どこかで1回はこの学び塾に参加していただきたいと思っております。

参加者であるのか、指導者であるのか、それはさまざまな機会をつくっていただき、宇治田原町ならではの取り組みに、宇治田原っ子としてぜひかかわっていただきたい、そういう取り組みにと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 参加していただく児童生徒への学び塾事業の周知手法でございりますが、町内小中学校を通じて、全児童生徒へ配布しております。

そのほか、案内チラシを新聞折り込みで配布するとともに、教育委員会のホームページ上でもお知らせし、参加を呼びかけております。昨年の事業内容を大きなポスターとしてまとめ、小中学校、総合文化センターに掲示するほか、町民の窓に記事を掲載し、

広報に努めたところでございます。

講師となつていただく方々へは、昨年度協力いただいた方には直接連絡を行い協力を要請したほか、チャッピー未来基金と事業の共同実施により、高校生、大学生の参加を呼びかけしたところでございます。大学生への呼びかけにつきましては、成人式に参加していただいた新成人に講師募集の案内チラシを配布するとともに、高校生通学補助の申請に見えた新大学生となる方及びその保護者に対しましても配布を行い人材の掘り起こしに取り組んできているところでございます。

このような活動を行うことにより、参加者、指導者の広がりを図り、地域ぐるみの事業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 参加者の広がりに関しましては、保護者の方々の意識も大いに関係してくると思います。今後も、さまざまな機会を通して、参加者、指導者の広がりを図れるような取り組みをと求め、この質問を終わります。

次に、新庁舎建設予定地の整備について、お伺いいたします。

防災拠点についてでございます。

ことしも全国的な猛暑とともに、記録的な大雨や、想定していなかったような気象の影響で、毎年のように、被害が各地で報告されています。今なお、被災され避難を余儀なくされておられる方々には、お見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復旧を願っております。

いつ何が起こるか分からない、そのような状況で、さまざまな想定を行い、備えをしていくことが大切なことです。

新庁舎建設予定地には、防災公園としての機能も兼ね備えた都市公園の整備が計画されています。防災公園と位置づけるのであれば、ぜひマンホールトイレの設置、かまどベンチなど防災拠点としての整備をと考えます。

これらの設置は、今ある下水管に設置するなど、後づけもできると思いますが、工事中の不便さやコストを考えると、しっかりと計画していただき、建設の際、ぜひ設置をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 議員ご指摘の都市公園へのマンホールトイレやかまどベンチの整備につきましては、現在、都市公園の基本計画を策定中ではありますが、防災公園との位置づけからも当然にしてマンホールトイレの設置は必要であると認識し

ているところでございます。

また、新庁舎の基本計画でもマンホールトイレの導入を検討するとしているところであり、どうした配備がよいのか、あわせてかまどベンチなど防災公園に必要となる施設整備につきましても他市町の状況や防災に関する製品を研究する中で設計業務に反映させていただきたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 次に、ふれあい広場についてお伺いいたします。

新庁舎建設予定地には、別棟の保健センター・子育て支援センターのほか、ふれあい広場を配置するとされています。このふれあい広場は小さなお子さんの親子だけでなく、誰もが集い触れ合える場所として、子どもたちが遊べる児童遊具、そして大人も使える健康遊具の設置が必要と考えます。

健康遊具にはベンチとして使えるものから、足つぼを刺激するもの、身体を動かすことが楽しめるもの、さまざまなものがあります。こうした遊具などを通してのふれあいも期待できます。ぜひ設置をと考えますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 議員ご指摘のとおり、ふれあい広場につきましては、子育て支援センターをご利用いただく方々が室内だけでなく、屋外でも活動できる庭のようなスペースとしての利用はもちろんのこと、町内外を問わず訪れていただく全ての方が宇治田原町の自然を感じながらくつろいでいただけるようにと考えているところでございます。

そうした中で遊具設置の考えにつきましては、隣接地に都市公園を整備しますことから健康遊具を含めどのような遊具をどのように整備するのがよいのか、また、住民グラウンドを中心とした既存の宇治田原運動公園等との関係なども考慮する中で引き続き検討してまいりますのでご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 防災公園としての位置づけから、必要となる施設整備については設置に向け研究するとのことご答弁でした。

また、ふれあい広場についても、子育て支援センターを利用する方々だけでなく、町内外問わず、訪れる方々がくつろいでいただけるように考えているとお聞きしました。

健康遊具については、これから整備される都市公園だけでなく、既存の公園等にも設置され、多くの方が利用しやすく、またその機能が果たせますよう配置を求めておきた

いと思います。

新庁舎建設基本設計については、先日、中間案についての説明会を開催されました。意見はさまざまありますが、しっかりと受けとめ、検討を重ねられるようお願いいたします。私はさらに、これからも住民参加の新庁舎建設に向け、進捗状況の掲示や、公園、道路のネーミングについての公募などもご検討いただきたいと考えております。

本年度はお茶の京都の取り組みもあり、お茶のふるさととしてさらに新庁舎や山手線、新名神高速道路等大きな節目を迎える宇治田原町のPRとして、ぜひ、子どもたちにもその節目を感じてもらえるよう、一日子ども町長の設置なども提案し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで山内実貴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を行います。午後1時30分より会議を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

谷口整君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口 整） それでは、午後も引き続きよろしくお願いをいたします。

平成29年9月定例会におきます一般質問について、通告に従いまして一問一答方式により、3点の質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、6月定例会の一般質問で提案をさせていただきました休日の町営バス有効活用については、早速今回の補正予算に必要経費を計上していただき、秋の観光シーズンには町内観光周遊バスの試験運行の実施に至りました。

ご尽力いただきました西谷町長をはじめ、関係各位の皆さんに感謝を申し上げます。

このことに関連をいたします、家康の伊賀越えの道整備について、まず、1点目でお伺いをいたします。

この徳川家康伊賀越えの道については、今を去る435年前の天正10年6月、天下統一を目前にしていた織田信長が明智光秀の謀反による本能寺の変でその生涯を閉じました。当時信長の招きで堺に逗留をしていた徳川家康が上洛途上でその事実を知り、明智勢の襲撃におびえながら、意を決して、命からがら三河へ戻った、この日本史に残る歴史的一幕でございます。

この道中、家康は本町を通過し、郷之口にあった山口城で昼食をとり、立川、湯屋谷を経て奥山田に入り遍照院で休憩の後、朝宮の小川城に入ったと伝わっております。本町ではこの史実をもとに「宇治田原歴史の道信楽街道家康伊賀越えの道」として当時の産業振興課と教育委員会で全長8 km、約5時間の散策路を指定し、案内板や道しるべなどを整備をされています。またこのように、立派なパンフレットもおつくりいただいております。また、町のホームページでもコースのガイドも行われております。

折しも、ことしはNHKの大河ドラマ直虎が引き金で、遍照院へは6月には静岡鉄道などバスツアー客が毎週訪れ、家康の伊賀越えの道の静かなブームが起こっております。しかしながら、全長8 kmのうち、上大福から松峠に至る1 km区間は、草刈りなどの維持管理がなされておられませんので、通行に支障を来す状況も見受けられます。この実態を町当局はご存じでしょうか。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご質問いただきました家康伊賀越えの道につきましては、宇治田原歴史の道に設定しパンフレットも配布してきたところでございます。

特に、ご指摘の区間となります上大福から松峠を越え奥山田にかけては、当時の道がそのまま残されたような風情があり、歴史を肌で感じていただきたいと考えているところでございますが、この区間につきましては、舗装されていない峠道であり、一部、管理が十分でない箇所があると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいま、野田部長から答弁をいただきましたとおり、風情ある散策路も湯屋谷から奥山田へ至る区間が未整備といえますか、管理が不十分となっております。それに伴い、この魅力が完全に生かされていない、残念な状況にあります。

今般、湯屋谷、奥山田方面の観光スポットを周遊する町営バスの試験運行を予定いただいておりますので、これを機会に、この遊歩道を再整備していただければ、家康伊賀越えの道全線が安心して通行可能となり、特に、湯屋谷、永谷宗円生家から奥山田、正寿院、遍照院へとつながる周遊ルートが確立をし、魅力ある観光資源の1つともなります。

特に、この湯屋谷から奥山田への道中は、上大福に日本緑茶の始祖永谷宗円翁が約270年前に緑茶製法を考えられた時の茶園畑跡と言われている場所もございます。

さらには上大福から松峠付近の皿づくり、川上方面にかけては非常に香気の良い煎茶

の産地として名声を博した地域で、農林大臣賞を何回も受賞された茶園もあります。家康伊賀越えの道の中でも特に、湯屋谷・永谷宗円生家から奥山田、正寿院、遍照院に至る間を、永谷宗円翁ゆかりのお茶の香り街道として重ねて整備を提案したいと思います。

約800年前に、日本にお茶を伝えられました栄西禅師から茶の木を譲り受けられた明恵上人の故事に基づき、京都の梅尾高山寺には日本最古の茶園が復元をされております。

日本緑茶発祥の地宇治田原においても、永谷宗円翁の故事に基づく日本緑茶発祥の茶園跡の復元と合わせて、ぜひ、お茶の香り街道として、整備をしていただきたいと思います。

時あたかもことしはお茶の京都のターゲットイヤー、湯屋谷地域でもいろんな取り組みが行われております。

日本緑茶の始祖、永谷宗円翁の遺徳に応えるためにも、お茶の香り街道構想はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 議員ご指摘の家康伊賀越えの道につきましては、私も先日、上大福から奥山田まで、家康が通ったという伊賀越えの道を歩いてまいりました。緑の山々、そして街道沿いのところどころには茶畑があり、お茶の香り、木の香り、草の香り、そして家康と宗円さんの歴史を感じる道でございました。この上大福から奥山田・正寿院・遍照院へと歩くルートも、1つの観光コースとして魅力的なルートになるのではないかと考えております。まずは、今後安心して散策していただけるように整備・管理をしてまいりたいと考えております。

また、議員ご提案の湯屋谷から奥山田に至るお茶の香り街道の構想につきましては、日本緑茶発祥の地というブランド価値をいかに発信するかという、本町の大きな課題に対するすばらしいご提案であると考えておるところであります。

この地域の価値を考えますと、本物に触れ、本物を感じていただけることが大切でありまして、そのためには歴史的、文化的な景観をいかにして守り、後世につなげていくかが重要であると考えておるところでございます。

現在、京都府をはじめ関係市町村が連携し、世界文化遺産を見据える中で宇治茶の文化的景観に関する調査研究を進めているところであり、議員ご指摘の湯屋谷から奥山田にかけても、その対象となっている状況もございます。

本町といたしましては、日本緑茶発祥の地という唯一無二の町として、議員がご提案

の茶の香り街道も視野に入れて、歴史や文化が感じられる風景、景観をしっかりと守っていくための対策を進めてまいりたいと考えますので、ご理解、また、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 早速、町長と関係職員で現地踏査を行っていただき、ありがとうございました。

そのことを踏まえて、ただいま町長からは、今後は散策路として、整備・管理を行っていくとの答弁をいただきました。また、お茶の香り街道構想についても、世界文化遺産を見据え「視野に入れ」との非常に前向きな答弁をいただきありがとうございます。歴史あるこの街道で神君家康公や永谷宗円翁に思いをはせ、歴史を肌で感じながら、奥山田、湯屋谷を周遊できるコースが地域振興、さらには、お茶と観光の町、宇治田原の新たな1ページとして加わることを期待しつつ、この項目の質問を終えたいと思います。

次に、放課後児童健全育成事業に移ります。

本町では、平成14年から放課後児童健全育成事業に取り組みをいただき、現在田原小学校で67名、宇治田原小学校で65名、合計132名の児童が登録をされております。

学校開業時の放課後は午後1時から6時半まで、土曜日及び学校長期休業時には、午前7時半から午後6時半まで、それぞれ児童が通っております。

そこでお聞きをしますが、この事業を支えていただいているのは、現場責任者の嘱託職員である指導員と、その補助を行います臨時職員であります。この職員体制及び職員研修はどのようになっているのでしょうか。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 現在、放課後児童健全育成事業にかかわる人員は、嘱託職員が4名、登録臨時職員が17名となっております。

日々の勤務体制といたしましては、児童支援員の研修を修了または修了予定の指導員を2名、臨時職員を2名、計4名を田原・宇治田原の両施設にそれぞれ配置しております。

学校の長期休業期間につきましては、1日の中で児童数の変化や生活状況を勘案し、指導員や臨時職員の配置を決定いたしますが、登所時は1名、その後、児童の増減に伴い、職員も時間差で2名から4名体制で対応し、閉所時には1名となります。登所・閉

所時の1名につきましては、指導員が2名出勤の場合は、それぞれ配置しておりますが、指導員が1名の場合は、登所時に臨時職員が、閉所時に指導員が対応しております。

職員研修につきましては、現在のところ、本町独自の研修体制は整備していない状況でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 今、お聞きをしましたように、まず、嘱託職員が各校それぞれ2名の4名、加えて、臨時職員が現在17名の登録があるとのことですが、通常開設時には、指導員2名と臨時職員2名の4名で運営に当たっていただいております。

しかしながら、指導員の1名が休暇をとられた場合には、臨時職員3名、指導員1名となり、勤務時間数の関係から、臨時職員が鍵をあげ、児童の登所時には、責任者不在で運営されていることになりまされども、問題はないのでしょうか。また、臨時職員への研修体制も整っておらず、課題は多いと考えます。

学童保育は年齢の発達が異なる児童と一緒に過ごす場所であり、個人差を踏まえ、一人一人の状況に応じた育成支援が必要な事業でありますので、臨時職員さんが採用時には、現場に行って聞いてくれと言われて現場に配置をされているというお話も聞きました。せめて、採用時の心構えや個人情報取り扱い、また事故などに備えたAEDの取り扱いなど、研修体制をもう少し考えていただくなり拡充をしていただくべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 学童施設では、年齢や発達の状況が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場所です。指導員等は、発達の個人差を踏まえて一人一人の心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要であり、対応に伴う知識や技術を習得することが大切であると考えております。

また、保護者との関係も日々の安心・安全面の配慮や子どもに対する目配り・気配りなど指導員等の丁寧な対応が信頼関係を築いていくものであると思います。

ご指摘の職員研修、特に臨時職員につきましては、業務内容の説明や個人指導が中心となっているのが現状であり、指導員が不在の時間帯に係る対応時は、管理者の課題として認識しております。

国におきましても学童保育事業の質の向上や機能の充実を図るため、さきの、子ども・子育て新制度において学童保育の専門資格を創設するなど、学童保育事業の重要性はますます高まっています。

本町におきましても、早急に研修を含む指導員体制や学童保育事業の質の向上に向けての取り組みを整理し、安心・安全と保育のさらなる充実の観点から、体制強化について前向きに進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいま、体制強化については課題と認識をしており、前向きに進めていきたいとの答弁をいただきましたので、これ以上申し上げませんが、指導員になっていただくためには、一定の資格要件があり、6日間の京都府の研修も受講する必要がありますので、今から準備を進めていただいて、新年度には各校それぞれ3名、計6名の指導員体制で責任者不在状況を解消していただきたいと思っております。

また、児童たちと直接的に接しながら、その発達を見守っていただいております臨時職員さんへの研修も充実をしていただき、今後も、希望者がふえると見込まれます放課後児童健全育成事業については、従前からの課題でもあります障がい児の加配も含め、さらなる体制拡充を求めまして、次の項目に移ります。

次の項目、宇治田原小学校の施設状況について、お伺いをいたします。

宇治田原小学校の放課後児童健全育成事業については、平成16年度からまるやま交流館で事業実施をされておりますけれども、このまるやま交流館は地元産の木材を生かしたぬくもり、潤いのある生涯学習や地域コミュニティ活動の拠点として、多くの住民に利用をしていただく施設として建築をされ、あわせて学童保育施設としても併設をされた施設でございます。

そこでお聞きをしますが、このまるやま交流館の放課後児童健全育成事業以外の一般の利用状況はいかがででしょうか。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 現在、宇治田原学童が利用しておりますまるやま交流館は、本町が、平成16年に地場産業の育成と活性化を図るため、地元産の木材を生かしたぬくもりのある施設として建築し、学童施設として使用中、住民の皆様にもご利用いただいております。開所以来、年間延べ700人を超える児童が13年間にわたり学童施設として利用してきたところです。

一方で、学童施設以外の貸し館施設としての年間利用状況につきましては、平成26年度6件、27年度7件、28年度7件、本年度は現在まで2件となっており、主に研修会や交流会、会議でのご利用となっているところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 今、他の利用状況をお聞きし、余りの少なさに愕然といたしております。

本来ならば、森林の大切さや林業に関心を持ってもらい、お茶の文化や、地域の集会などに活用できる立派な施設として建築をされましたが、現在の利用状況は年間6件から7件、今年度に至っては、現時点でまだ2件ということで、2カ月に1回程度の利用です。これはほとんど利用されていないに等しい状況であり、学童保育の、どちらかというと専用の施設で使われているという状況だと思っております。

また、この施設には、児童の個人情報も保存をされております。そのセキュリティー対策も含め、この際、まるやま交流館を放課後児童健全育成事業専用施設として利用されてはいかがでしょうか。そうすれば、多目的ホールのいろいろの段差も解消ができ、児童たちが思う存分に動き回れることになると思います。今の使われ方は、言葉は悪いですが、非常に中途半端な状況で使われておるように見受けられます。

また、田原小学校施設改築事業では、先般、教育委員会の勇み足で物議を醸しましたけれども、放課後児童健全育成事業は、先ほども今西議員が小中一貫で学校の統合等についてお聞きをされておりましたけれども、小中一貫教育で将来、学校の統合が行われても、現在地の2校体制を堅持する方針が6月の教育委員会で決定されておりますので、将来的には学童専用施設のまるやま交流館が無駄になることにはなりません。

年度末には、田原小学校の新施設が竣工されます。このタイミングに合わせて、宇治田原小学校も専用施設として、まるやま交流館を使いになるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） まるやま交流館は、木のぬくもりを感じる中で少し高台から見る自然の風景は、子どもたちにとってとてもよい環境だと思いますし、なれ親しんだ学童施設として今後も位置づけていきたいと考えております。

貸し館施設としては、学童施設の利用が大半を占める中、一般利用者にとっては、利用時間や曜日が限定され、利用しづらい状況になっているのが現状であり、学童事業におきましてもご指摘のとおり、個人情報の管理等の課題がございます。

また、施設内の多目的ホールのいろいろも利用はなく、利用者にとっては気をつけなければならない箇所となっております。

ただ、ご利用は少ないとはいえ、建設当初の学童施設と併用した地域交流の場という主旨からも、まるやま交流館のよさを生かし、有効な利用を続けていくために、学童専

用施設という選択も視野に入れながら、利用形態や施設の状況などの課題を早急に整理し、方向性を協議していきたいと考えております。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいま答弁にありましたように、いろいろと課題はあります。そのことも認識をしていただいておりますので、早急に整理をしていただき、方向性をお示しをいただくことを求めまして、この質問を終えたいと思います。

以上、3項目について、質問を行いました。それぞれ非常に前向きな答弁をいただきましたので、今後の結果を楽しみにしつつ、平成29年9月定例会におきます一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） 続きまして、山本精君の一般質問を許します。山本君。

○7番（山本 精） 通告に従いまして、山本精が一般質問を行います。大きく2件にわたって質問します。

1件目は就学援助についてですが、いわゆる入学準備金についてです。本年、1回定例会でも質問しましたが、学校教育法第19条で、就学援助の一環で支給される経済的に困っている家庭の小中学生が受けている就学援助の1つ、新入学児童生徒学用品等、いわゆる入学準備金について、これまで入学後の7月ごろに決定し、支給時期は8月ごろになっているのを、入学前の2月から3月に前倒しする自治体がふえ、88の市町村がランドセルや制服などでの購入で出費がかさむ入学前に変更しています。来年4月入学の子どもから始める予定の市区町も24あり、合わせると少なくとも112の自治体に広がっています。

前回も申しましたように、文部科学省の2014年の調査によると、学校教育のために家庭が支出する金額は小中学校ともに1年生が最も多い。中学校1年では制服だけで平均4万6,000円、体操服や上履き、通学かばんなどを含めると、入学前に10万円以上かかる場合もある。入学準備金というのは、入学後では準備金と言えないということで、小学校の貧困が問題化する中、前倒しはさらに広がっています。

教育委員会は、前回の質問で調査検討を進めていくということでしたが、その後、どういった調査検討をされましたか。まず、その点をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 本件につきましては、3月議会におきましてご質問いただき調査してまいりました。

山城教育管内市町組合教育委員会も同様にこの件につきましては、検討の時期に来て

いるとの認識で一致しているものの、実施時期を明確にしている教育委員会はございませんでした。京都市や他府県では、実施もしくは実施に向けて準備を進められておられるようでございます。

教育委員会といたしましては、近隣市町等の動向とあわせまして、所得の確認方法、支給後転出された場合の取り扱い等々、整理しなければならない事項もあると認識しておりますので、引き続き、近隣市町等と意見交換を図りながら整理してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 新入学児童生徒学用品の支給ということですが、要保護の生徒は、今、町の教育委員会の所管になっていないというふうに聞いておりますけれども、要保護児童生徒に対しては、新入学の児童生徒学用品等の支給というのはどうなっていますか。何月に支給されていますか。教育委員会では把握しているのでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 新入学児童生徒学用品費等の支給時期ということでございますが、生活保護制度として支給されておりますのは、教育扶助としてされております。

教育扶助として支給されている時期につきましては、3月であると承知しているところでございます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、要保護児童生徒の支給は入学前の3月に認識をされているということでしたが、準要保護児童生徒の入学準備金は、いずれ、時期、おくれても、支給されるということになるわけですから、せめて要保護児童生徒並みに3月に支給に取り組むべきではないかというふうに思います。

近隣市町との意見交換を図りながら整理と言わないで、独自にでも、早期に実現に向けて取り組むべきではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 準用保護世帯の児童生徒への実施につきましては、1度目の答弁でさせていただきましたとおり、諸課題の整理及び近隣市町組合教育委員会の動きを踏まえつつ、方向づけしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、前倒しというのが、やっぱり全国的に大きく広がりを見せています。

先ほどもおっしゃいましたが、京都市も来年4月から実施ということで、9月に補正予算を組むことが決まりました。

今、本当に子どもの貧困化が問題になっており、要保護児童生徒・準要保護児童生徒の就学援助は、保護者にとって経済的負担の軽減に大切なものとなっています。本町が推進している子育てしやすい宇治田原の実現のためにも、先ほども言いましたが、山城管内と言わず京都府管内でも先駆けて実施するように求めまして、次の質問に移ります。

2件目は、介護保険についてです。

2015年の介護保険制度が改悪され、要支援者1、2の介護サービスを保険給付から外し、市町村が担う総合事業へと移行しました。無資格者が行う基準緩和サービスや、ボランティアによる体操教室などの安上がりなサービスへ置きかえられました。

ことし4月までを総合事業への移行猶予期間としていましたが、4月から総合事業化がされました。移行後の利用者への影響はあるのか、まずそのことをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 要支援認定者向けのサービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業の訪問介護・通所介護サービスについては、今年度から介護予防・日常生活支援総合事業へと移行しており、従来から要支援認定を受けておられる方については更新時に順次移行しています。

訪問介護・通所介護サービスについては、従来と同様の基準で実施しており、サービス内容・単価は変更がありませんが、移行に当たり、利用者の方へは個々に説明をしてご理解をいただいております。利用者等への問題となるような影響については、今のところ出ていない状況です。

また、事業所とも十分調整をする中で実施しており、特に影響はない状況でございます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、町では、訪問介護、通所介護サービスについて、従来と同様の基準で実施しているため、今のところ問題はないということです。

しかし、こういったサービスの確保が困難な理由として、先日、京都新聞に載っていましたが、人口の減少や高齢化に直面するほかの自治体からは、受け皿となる団体が無い、この指とまれ方式で呼びかけようにも担い手がない。人材豊富な都市向けの制度だとの不安が根強い。介護事業者からは、報酬が安いために導入を断念したとの声も上

がっています。

今後、こういったおそれは本町ではないのか。いつまでも、この基準を維持できるのか、そのことをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 現在、本町で実施しているサービスについて、議員ご指摘の事業所や行政が苦慮している状況はないところですが、今後、対象者の増加等によりまして、ニーズに変化が生じ、総合事業の多様なサービスの展開の必要が生じた場合には、十分配慮する中で実施してまいりたいと考えますのでご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、政府の経済財政運営と、改革の基本方針、いわゆる骨太方針2017では、住宅介護で提供される生活援助サービスを中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定を議論し、18年度介護報酬改定で対応するとしています。

このような生活援助化の介護報酬の引き下げは事業者の運営に深刻な影響と打撃を与え、事業からの撤退や、ボランティアや無資格者を活用した総合事業への移行に拍車がかかります。

要支援1、2という軽度の人たちの症状の進行をいわば水際で未然に防ぐことこそが、中長期的には、介護費用の抑制にもつながります。軽度の段階で万全の治療となる限り、中重度の予備軍はとめどなく膨れ上がることになります。

介護費用の抑制のためにも、手厚い介護政策を求めまして、次の宇治田原町高齢者介護・福祉計画（第7期介護保険事業計画）についてお聞きいたします。

まず、平成29年度末で第6期介護保険事業計画の期間が終了します。現在、7期の計画を策定中だと思いますが、進捗状況はどうなっていますか。その点をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 今年度、平成30年度から平成32年度の3年間の計画である第7期介護保険事業計画策定に向け、介護保険事業計画等作成委員会においてご協議いただいているところですが、現在は、本町が抱える課題を分析・把握し、介護保険サービスのあり方を検討するための基礎資料として、要介護認定者365人及び65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者の方1,235人に対し、アンケート調査を实

施しているところです。今後は、高齢者サービスを提供する事業者へのヒアリングを実施し、アンケート調査の結果とあわせて現状分析・将来推計する中で計画作成委員会において検討し、今年度中に第7期計画を策定することとしています。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、計画を策定していくということでしたが、第6期の宇治田原町高齢者介護・福祉計画の中で、先ほど垣内議員もおっしゃいましたが、特別養護老人ホーム、地域密着型の特別養護老人ホームを今年度で整備をするということで、前回の介護保険の関係で、介護保険料を改定し増額しましたが、前年度予算で、全面減額補正されています。

その分の介護保険料を徴収するというのは約束違反ではないかというふうに思いますが、第7期で減額をすべきではないか、その点はどうかお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 第6期計画の中で、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護として平成29年度に介護サービスの見込み量を計上しておりますが、先ほど、垣内秋弘議員のご質問にご答弁申し上げましたとおり、現在、施設整備につきましては、事業予定者の決定に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

それとあわせまして、平成30年度からの介護保険料につきましては、介護保険事業計画等作成委員会において、施設整備の状況や要介護認定者数・給付見込み額等を推計する中で、適正な保険料の設定に向けご協議いただくこととなりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、特別養護老人ホームへの待機希望者が多くいる中で、早急に地域密着型特別養護老人ホームの整備に向けて事業者の決定を取り組むということ、整備しているということでしたら、本当に望みます。

また、適正な保険料の設定を協議することですが、2015年の介護保険改正によって、一定の所得以上の方の利用料の利用負担が2割となりました。今後、2018年8月の介護保険改正では、この2割の自己負担者のうち、さらに、一部が3割へと引き上げられます。さらに、要介護1、2についても、総合事業で市町村への移行を検討しています。

介護保険制度のこれ以上の改悪を許さないことを町としてもはっきり政府に申し入れを行うことを求めて私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで山本精君の一般質問を終わります。

続きまして、浅田晃弘君の一般質問を許します。浅田君。

○5番（浅田晃弘） それでは、通告に従いまして、5番、浅田晃弘が一般質問を行います。

まず初めに防災についてでございます。6月議会におきまして業務継続計画の策定について質問を行ったところでありますが、台風シーズンを迎え、その進捗状況はどのようなになっているのか気になっているところであります。

この業務継続計画は災害発生後の混乱時にいかに役場が、住民のために業務を継続していくのか、非常時の優先業務が的確に遂行できるための計画でありましたが、今回質問させていただくタイムライン、タイムラインにつきましては、災害発生時前に台風等による豪雨などの災害を予測し、行政や住民がとるべき行動を時系列でまとめた防災行動計画であります。つまり、この行動計画、タイムラインを策定し活用することにより、被害の最小化、被害規模の軽減等を図るものであり、宇治田原町住民の命を守るための防災行動計画になるであろうと思います。

国土交通省の水災害に関する防災・減災対策本部防災行動計画ワーキンググループが、国管理の大規模河川流域にある自治体向けに平成28年8月にそのタイムライン、防災行動計画の策定・活用方針を示したところ、流域にある全730市区町村は、直ちにタイムラインを作成したものの、氾濫のおそれがある全国1,562の中小河川の流域にある約1,000自治体においては、タイムライン策定は約1割程度との新聞報道がありました。

本町においても田原川の氾濫等による浸水想定区域が示されている中、宇治田原町地域防災計画の中に避難計画の作成が記述されているところではあります。国交省が示しているタイムラインの策定を早期に行い、その活用を進めていってほしいと思うが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 近年、全国各地で大規模災害が発生し、特に豪雨による災害が至るところで発生しています。平成27年9月には関東・東北地方で、本年7月には九州北部や新潟県、福島県などで、線状降水帯と呼ばれる発達した積乱雲により、記録的な豪雨に見舞われ、河川の氾濫や土砂崩れが発生するなど、いつどこで豪雨災害が発生するかわからない状況でございます。

本町におきましても、平成24年の京都府南部豪雨災害、また平成25年の台風

18号に伴う豪雨によりまして、土砂崩れによる国道307号の通行止めをはじめ、道路、河川、農地に大きな被害をもたらしたところでございます。

タイムラインは、大規模な風水害を想定し、地域防災計画で定められている災害対応を、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列に記した防災行動計画です。

台風等の風水害は、いつ起こるかわからない大震災と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能です。

あらかじめ、時系列の災害対応を整理した防災行動計画、タイムラインを作成しておくことで、1つ、事態の推移に応じた的確な対応に資する、2つ、町、企業、住民等が相互に連携した対応に資する、3つ、災害発生の前段階における早めの対応、おこなえない対応による被害の最小化、被害規模の軽減、早期の回復に資することが期待できます。

本町といたしましても、京都府が実施されています京都府管理河川の浸水想定の見直しや指定も十分勘案する中で、京都府と協議・連携し、タイムラインの策定に向け、取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 早急にタイムラインを策定していただき、それを活用することにより、さらに、安心・安全を住民の皆様方に届けていただきたいと思います。

次に、住民サービスについて、質問をいたします。

今年度、ふれあい収集事業が開始され、家庭ごみをごみ収集ステーションに搬出することが困難な家庭を訪問し、ごみの収集を行うことで高齢者等の支援を行うという取り組みが始まりました。いい取り組みであると喜んでいるところであります。

また、高齢者や障がい者など外出が困難な方の申請手続きをお手伝いし、各種証明書の発行や申請の代行を職員が行う「届ケール」という事業が以前にあったと聞いています。その届ケールのような事業とふれあい収集を組み合わせ、住民サービスの向上を図る事業が、今後必要になってくるであろうと思います。

特に、新庁舎建設について、建設位置は遠く、行きにくいなどの意見があったことなどから、新庁舎建設後は特に必要となってくる事業であると思います。

については、部局がまたがる事業になるとは思いますが、ふれあい収集の対象者に対し、届ケールのようなサービスはできないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今年度から実施しているふれあい収集事業につきましては、福祉課、介護医療課と建設環境課が連携し、事業実施しているところでございます。

家庭のごみをごみ収集ステーションまで持っていくことが困難な方でも、家の玄関前に出すだけで済むような仕組みとなっておりますので、新たな行政サービスとしてご利用いただいているものでございます。

週に1度の収集となりますが、訪問時には必ず声をかけるようにしております。まず対象の方に「役場からごみの収集にきました」と、お声かけし、わざわざ玄関まで出てもらわなくてもお返事があればよいのですが、もし返事や反応がない場合については、役場の所管課に報告するようにしております。その際には関係課と連携し、安否確認を行うなど、そのような対応をするものでございます。

また、浅田議員がお考えのプラスアルファのサービスでございますが、収集作業後に「何か役場の関係でのご用はありますか」などと聞き取りをするようなことであれば、すぐにでも実施が可能というふうに考えております。

今後ふれあい収集を実施していく中で、可能な範囲において、住民サービス向上につながるものは、取り入れていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） ふれあい収集の中で、声かけを行い、今後も対象者である高齢者や障がい者等に行政サービス向上となるように考えているとの答弁をいただき、非常にうれしく思います。

このような取り組みを行ってもらうことで、今後ますます増加する高齢者の一助になれば、大変うれしいことであり、住民に喜んでいただける行政サービスの一環として、定着していくことと思います。このふれあい収集の事業だけでなく、高齢者や外出が困難な方の家を訪問し、事業を実施している業務があると思います。このような業務を行う時に「役場に何かご用はありませんか」と一声添え、何かあれば担当課にその事柄を送致するだけでも高齢者等は勇気づけられると思います。

部局間をまたぐ事業になるとは思いますが、その問題点や課題、手法、部局間の調整などを行っていただき、住民の皆さんの役に立つ場、役場としての価値を大いに高めていってほしいと思います。

今後ますます増加するであろう高齢者や外出困難者の手助けになる事業に発展させていってほしいと思います。理事者のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、浅田議員のご質問にお答えを申し上げます。

近年、少子高齢化や都市化の進展に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化など、家庭や地域においては、つながりや支え合いの力が弱くなってきている状況があります。平成27年の国勢調査の結果では、宇治田原町の総人口は9,319人、そのうち65歳以上は2,488人、高齢化率は26.7%で住民の約4人に1人の割合となっております。そのような中で、住民に優しい行政を目指し、高齢者や外出が困難な方に対する支援は非常に重要なことであると認識をしておるところでございます。

宇治田原町では、地域包括支援センターにおきますケアマネジメント業務やおたっしゅ訪問の中で、役場への届け出に係る申請書類等を預かり担当課に渡したり、必要な書類を自宅までお届けするなど高齢者の方の負担を少しでも軽くするための便宜を図っておるところでございます。

こうした援助は、部局を超えて行われており、各部局がお互い連携して住民サービスを行っているところでございます。

今後もさらに、少子高齢化が進展することとなることが予想されますので、住民目線で住民ニーズに応えられるよう、必要とされる方に手を差し伸べるといった行政を目指してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 町長のやる気に満ちた答弁をいただき、うれしく思います。

また、いろいろな業務の中で、部局を超え、さまざまな住民サービスが行われているということで、安心もいたしました。今後ともに、住民ニーズを的確に捉え、さらなる役に立つ場としての役場となるようよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（田中 修） これで、浅田晃弘君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

次回はあす9月8日午前10時から会議を再開いたしますので、ご参集を願います。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

延 会 午後 2時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 山 本 精